

# 静岡県立静岡がんセンター公的研究費内部監査規程

平成26年12月1日

## (趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」において要請されている事項を踏まえ、静岡県立静岡がんセンターにおける公的研究費に係る業務に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (監査の目的)

第2条 監査は、最高管理責任者（がんセンター局長）の命により実施し、公的研究費の適正な執行を確保することを目的とする。

## (監査の対象)

第3条 監査は、文部科学省から交付される科学研究費助成事業（科研費）を対象とする。  
2 監査の対象期間は、監査を実施する年度の前年度とする。

## (監査の実施)

第4条 監査は、実地監査により行う。ただし、監査の事項によっては、書面監査によることができる。

## (監査員)

第5条 監査は、事務局総務課総務班に属する職員（以下「監査員」という。）が実施する。

## (監査への協力)

第6条 監査員は、監査を実施するに当たり、監査の対象の研究者又は事務職員に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。  
2 監査の対象の研究者又は事務職員は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう協力しなければならない。

## (監査計画)

第7条 監査員は、毎事業年度の始めに監査計画を作成し、がんセンター局長の承認を得なければならない。

## (監査の通知)

第8条 局長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ対象の研究者又は事務職員に対し、監査の事項、実施方法、実施期日、監査員の職及び氏名その他必要な事項を文書により通知す

る。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。

(監査の方法)

第9条 監査は、監査手順要領に従い、経費の執行内容、経費執行の進捗状況及び経費の執行管理等の体制について確認を行う。

(監査の実施報告)

第10条 監査員は、監査を終了したときは、監査実施報告書を作成し、がんセンター局長に報告する。ただし、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。

(監査結果の通知及び改善の措置)

第11条 がんセンター局長は、監査実施報告書の内容について、監査の対象部門の長に通知する。

- 2 前項の場合において、是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する
- 3 監査の対象部門の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果をがんセンター局長に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、がんセンター局長が定める。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

# 静岡県立静岡がんセンター公的研究費内部監査手順要領

平成26年12月1日

## (趣旨)

第1条 この要領は、静岡県立静岡がんセンター公的研究費内部監査規程（以下「規程」という。）に基づき、静岡がんセンターにおける公的研究費の内部監査の手順を定める。

## (監査区分)

第2条 内部監査を次の各号のとおり区分する。

- (1) 科学研究費助成事業（科研費）の監査（以下「科研費監査」という。）
- (2) 科学研究費助成事業（科研費）の管理体制の検証（以下「機関監査」という。）

## (監査対象等)

第3条 前条各号に定める内部監査の対象は、次の各号のとおりとする。

### (1) 科研費監査

静岡がんセンターにおいて、科学研究費助成事業（科研費）の交付を受けている研究課題数の概ね10%を対象とし、その抽出は、事務局総務課研究・研修班が行う。

### (2) 機関監査

科学研究費助成事業（科研費）の管理体制全般を対象とする。

## (監査方法)

第4条 前条に定める監査は年1回以上実施することとし、事務局総務課総務班が行う。監査方法は、モニタリング監査及びリスクアプローチ監査の観点により、次の各号のとおり行う。

モニタリング監査：不正発生要因に照らした確認を行い、疑問点があれば、研究者に確認や指導を行う監査

リスクアプローチ監査：不正に対する抜き打ちなどを含めた重点的にサンプル抽出する監査

### (1) 科研費監査

各種申請書、証憑等の書類確認により実施する。監査の結果、研究費の執行状況に疑義が生じた場合は、研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

### (2) 機関監査

各種の書類確認に加え、必要に応じて科学研究費助成事業（科研費）の管理体制に関与する関係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

## (結果報告)

第5条 監査結果は、事務局総務課総務班が、統括管理責任者（事務局長）に報告する。統括管理責任者は、監査結果を確認した上で、最高管理責任者（がんセンター局長）に報告する。